

交通部未利用用地買受申込受付要領

(常時公募 価格未設定)

買受の申し込みがある物件について、先着順に売却します。(同日に複数の申し込みがあった場合は、抽選により買受者を決定します。)

買受者を決定してから鑑定評価等により価格を設定し売却します。

1. 売却物件一覧

No.	予定地	土地の所在	地目	都市計画 区域区分	地積 (登記面積)
1	旧檜館回転地	大字是川字檜館平 30 番 78	宅地	市街化 調整区域	980.76 m ²
2	是川バスプール の一部	是川二丁目 22 番 2	宅地	第一種低層 住居専用地域	2,716.64 m ² 中 1,086 m ² を分筆し一括売却

※ 現状有姿による引渡しです。現地説明会は行いませんので、必ず現地を確認してください。

2. 申し込み資格

個人又は法人が申し込み資格者となります。ただし、次に掲げる者は申し込みができません。

- ① 当該物件に係る売買契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ていない者
- ③ 市有地の売却において、落札者、当選人、買受人としての地位を失った日から2年を経過していない者

3. 申し込みに必要な書類

- (1) 交通部未利用用地買受申込書 1通
- (2) 印鑑証明書（申込日前1ヶ月以内に発行されたもの） 1通
- (3) 身分を証する書類（申込日前1ヶ月以内に発行されたもの） 1通
 - ・個人の場合 本籍地の市町村長が発行する身分（身元）証明書（外国人の場合は、外国人登録済証明書）
※契約時は、所有権移転登記のために住民票が必要となります。
 - ・法人の場合 法人登記事項証明書

※ 連名（共有）による申し込みの場合は、構成者全員分の印鑑証明書と身分を証する書類が必要です。

※ 売買契約や所有権移転登記は、参加申込書の記載名義で行います。

4. 申し込みの受付

- (1) 受付開始 平成23年12月20日（火）から
- (2) 受付時間（持参の場合） 8時15分から17時まで（土・日・祝日を除く）
- (3) 申込方法等

交通部未利用用地買受申込書に必要事項を記入、実印を押印の上、印鑑証明書と身分を証する書類を添えて下記申込先まで持参若しくは郵送により提出してください。（郵送の場合、郵送事故防止のため簡易書留郵便で郵送してください。なお、FAX・Eメールでは受付しません）

郵送の場合の郵便トラブルによる損害等については、八戸市交通部は一切責任を持ちません。

【申込先】〒031-0813

八戸市大字新井田字小久保頭4-1 八戸市交通部運輸管理課経理グループ（旭ヶ丘営業所2階）

TEL 0178-25-5141 内線10

5. 買受者の決定方法

申し込みがあった場合、先着順に書類選考を実施した上で買受人を決定します。また、同日に複数の申し込みがあった場合には抽選を行い、買受者を決定します。なお、決定した場合は、文書にて通知いたします。

※ 抽選会を開催する場合は、別途連絡のうえ実施します。

※ 抽選会では、買受者のほかに補欠者（買受者が買受けを辞退した場合に、繰り上げ買受者となる方）を決定します。

6. 売却価格の決定方法

- (1) 買受者を決定してから鑑定評価等により売却価格を決定します。
- (2) 建築物等がある場合、現状のままで売却します。買受者が解体する場合の売却価格は、原則、解体費用を差し引いて算定します。

7. 契約の締結、売買代金の納付等について

- (1) 買受者には、売却価格決定の日から15日以内に契約を締結していただきます。期限までに契約を締結されない場合は、権利を失うことになります。
- (2) 契約締結の際には、契約金額の全額、又は10%以上の金額を契約保証金として納付していただきます。全額納付以外の場合の残額は契約日から1カ月以内に納付していただきます。納付にあたっては、八戸市交通部が発行する納入通知書により指定金融機関に納付していただきます。
- (3) 買受者が契約を履行しない場合、契約保証金は返還いたしません。
- (4) 契約書に貼付する収入印紙は、買受者の負担となります。

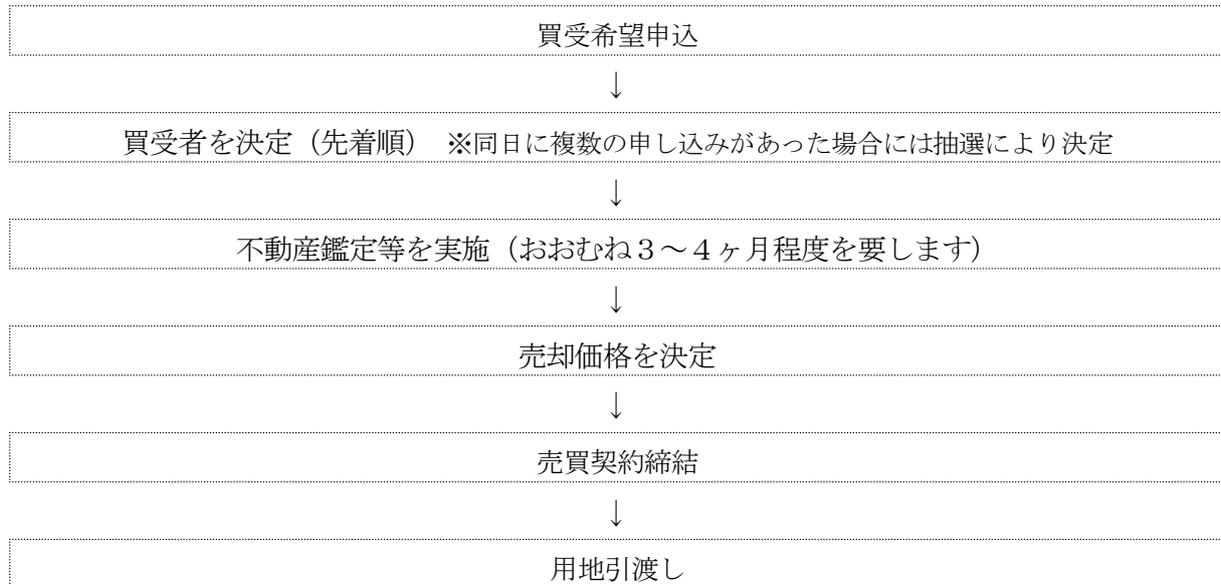
8. 所有権の移転等

- (1) 売買代金の納入があったときに所有権が移転し、同時に引き渡すものとします。
- (2) 土地の引渡しは、現況のままで行います。
- (3) 所有権移転登記の嘱託は、八戸市交通部が行います。
- (4) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、買受者の負担となります。

9. 契約上の主な特約

- (1) 売買契約では、契約締結の日から5年過ぎるまでの期間については、以下の事項に関することが禁止されます。
 - ・風俗営業の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所等の敷地の用に供し、又はこれらの用に供する目的で第三者に貸し付けること。
- (2) 上記の特約に違反した場合には、売買代金の3割に当たる金額を違約金として、八戸市交通部に支払っていただきます。

※ 用地取得までの流れ

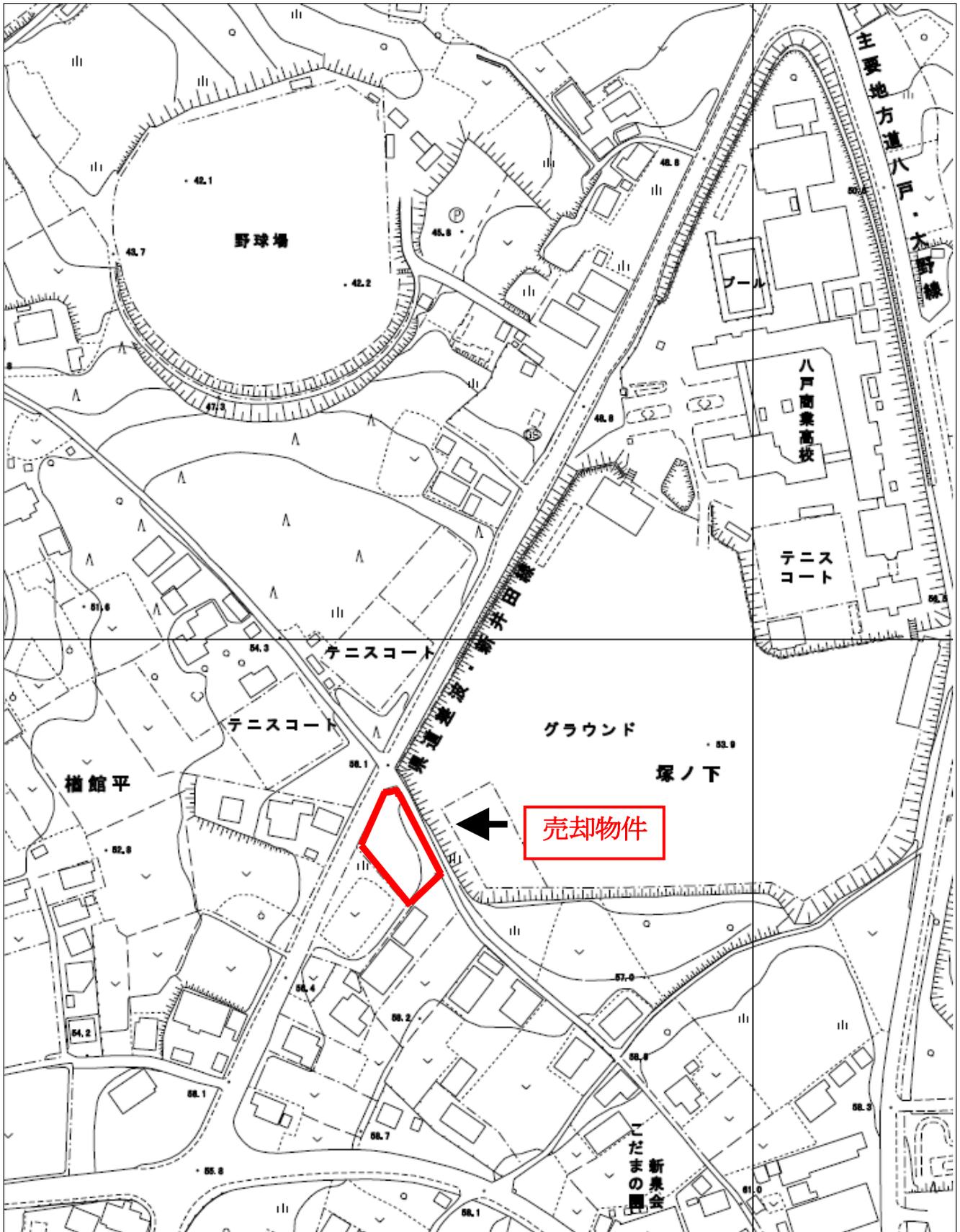


現地案内図（都市計画図）・写真

用地取得希望者が現地を確認される上での参考資料です。

申し込み前に、必ず自らの責任において現地を確認してください。

物件 No, 1 旧檜館回転地 (八戸市大字是川字檜館平30番78)



物件 No, 1 写真 旧檜館回転地（八戸市大字是川字檜館平30番78）

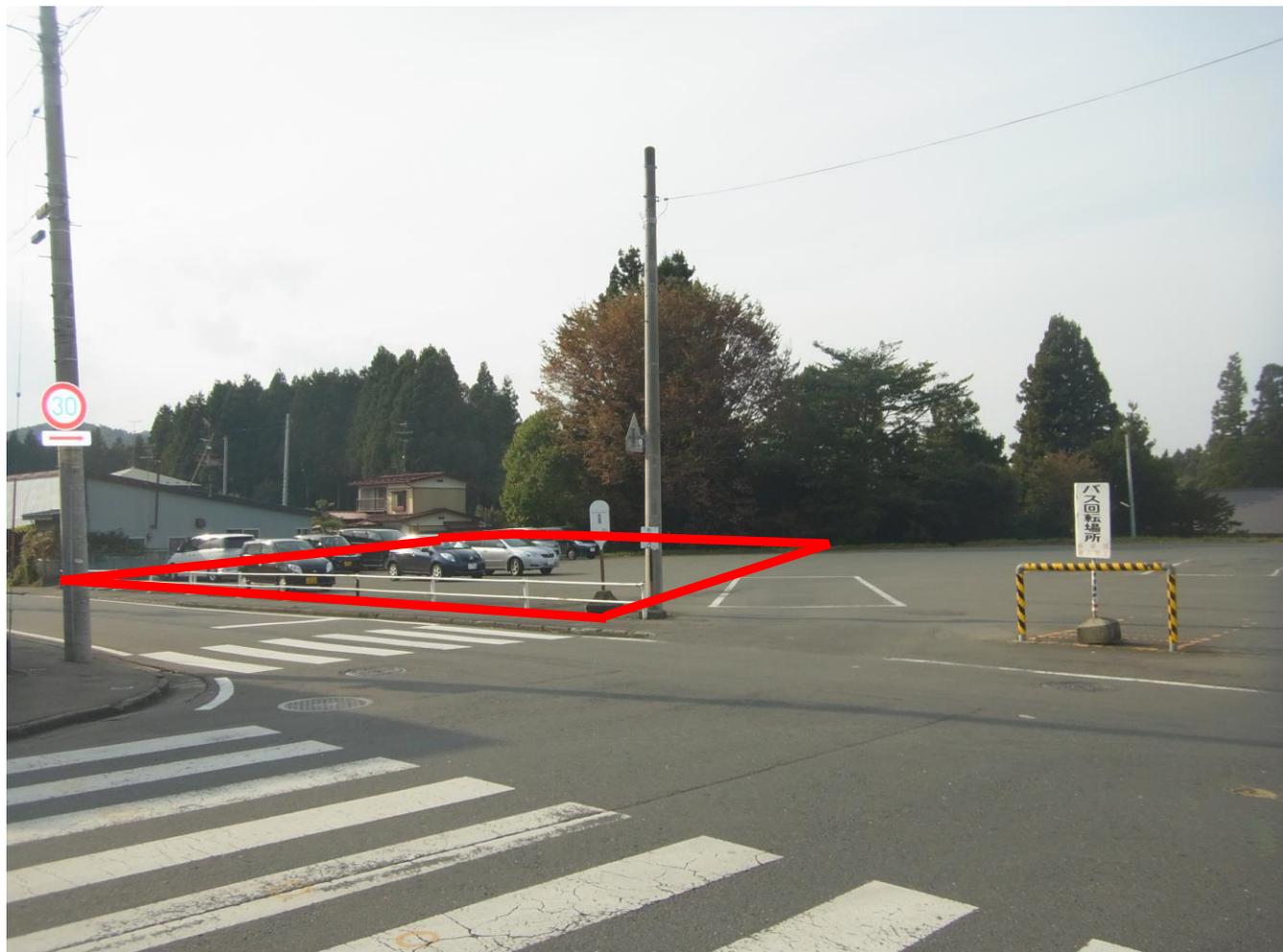


供給施設状況	区 分	供給状況	事 業 所
	電 気	可	東北電力(株)
	上 水 道	可	八戸圏域水道企業団
	下 水 道	配管なし	
	都市ガス	配管なし	
交通機関	八戸市営バス「檜館」バス停隣接		

物件 No, 2 是川団地バスプールの一部 (八戸市是川二丁目 2 2 番 2)



物件 No, 2 写真 是川団地バスプールの一部（八戸市是川二丁目 2 2 番 2）



	区 分	供給状況	事 業 所
供給施設状況	電 気	可	東北電力(株)
	上 水 道	可	八戸圏域水道企業団
	下 水 道	可	八戸市（下水道事務所）
	都市ガス	配管なし	
交通機関	八戸市営バス・南部バス(株)「是川団地」バス停隣接		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト舗装が残っています ・ 登記面積 2,716.64 m²の内、1,630.64 m²をバス回転用地として利用しているため分筆が必要です。分筆は交通部で行います。 		